

登録商標「Fashion Walker」不使用取消審決取消請求事件：知財高裁平成 24(行ケ)10310・平成 25 年 3 月 25 日(1 部)判決<請求棄却>

【キーワード】

商標法 50 条 1 項(不使用取消), 通常使用権

【事 実】

1 特許庁における手続の経緯等

被告(株式会社タイムゾーン)は, 別紙商標目録 1 記載の商標(以下「本件商標」という。)を登録商標とし, 第 25 類「洋服, コート, セーター, ワイシャツ類, 寝巻き類, 下着, 水泳着, 和服, エプロン, えり巻き, 靴下, ショール, スカーフ, 手袋, ネクタイ, ネッカチーフ, マフラー, 帽子, バンド, ベルト, 運動用特殊衣服, 運動用特殊靴(「乗馬靴」を除く。)」を指定商品とする, 商標登録第 4049523 号(平成 7 年 10 月 25 日登録出願, 平成 9 年 8 月 29 日設定登録。)に係る商標権(以下「本件商標権」という。)の商標権者である。本件商標については, 平成 19 年 9 月 4 日に商標権の存続期間の更新登録がされている。(甲 1 の 1, 1 の 2, 62)

株式会社ブランディングは, 平成 22 年 12 月 1 日, 商標法 50 条 1 項に基づき, 本件商標登録の取消審判(取消 2010 - 301269 号事件。以下「本件審判」という。)を請求し, 同月 20 日, その旨の予告登録がされた(甲 49, 62)。

原告(株式会社ファッション・コ・ラボ)は, 平成 23 年 10 月 31 日付けで, 同法 56 条 1 項, 特許法 148 条 1 項に基づき, 本件審判への参加を申請し, 平成 24 年 1 月 10 日付けで, 上記参加申請を許可する旨の決定がされた(甲 56, 58)。

特許庁は, 同年 7 月 27 日, 本件審判の請求は成り立たないとの審決(以下「審決」という。)をし, その謄本は, 同年 8 月 6 日, 原告に送達された。

2 審決の理由

審決の理由は, 別紙審決書写しに記載のとおりである。その要旨は, グンゼ株式会社(以下「グンゼ」という。)は本件商標権の通常使用権者であり, グンゼが製造販売し, 別紙商標目録 2 記載の商標(以下「本件使用商標」という。)が表示されたパンティストッキングが, 本件審判の請求の登録前 3 年以内に, 株式会社アイ・ティ・エム・ユー(以下「アイ・ティ・エム・ユー」という。)のネットショッピングのウェブサイト(以下「本件サイト」という。)において取引されていたと認められることから, 通常使用権者によって, 本件商標と社会通念上同一と認められる商標が, 本件商標の指定商品である「靴下」について使用されていたと判断するというものである。

【判 断】

当裁判所は、原告主張の取消事由はいずれも理由がないと判断する。その理由は、以下のとおりである。

1 本件商標の通常使用権許諾の認定の誤り（取消事由1）について

(1) 認定事実

ア 被告は、本件商標権のほか、以下の各商標権を有している。すなわち、「ウォーカー」の文字からなる商標登録第765171号、「WALKER」の文字からなる商標登録第853981号及び商標登録第5221496号、「City Walker / シティ ウォーカー」の文字からなる商標登録第4049524号、「Men's Walker」の文字からなる商標登録第5024158号、「Boys Walker」の文字からなる商標登録第5039590号、「Lady's Walker」の文字からなる商標登録第5039591号、「Kid's Walker」の文字からなる商標登録第5039592号に係る各商標権を有している（甲35ないし42，乙13の1ないし13の8）。

イ 被告（平成7年当時の商号は「福岡繊維工業株式会社」）は、平成7年9月6日付けで、ゲンゼとの間で、上記のうち2つの商標（「ウォーカー」の文字からなる商標登録第765171号及び「WALKER」の文字からなる商標登録第853981号に係る商標、本件外商標）を、指定商品中「パニーストッキング、女性用タイツ、婦人・紳士用ソックス」に使用することについて、期間を平成10年12月31日までとして、通常使用権を許諾する旨の商標使用権許諾契約を締結し、商標使用権許諾契約書を作成した（甲21，44，乙1，15）。

被告とゲンゼは、平成20年12月2日付け、平成21年12月18日付け、平成22年12月6日付けで、本件外商標につき、契約期間を1年間とする、上記と同趣旨の商標使用権許諾契約を締結し、それぞれ契約書の作成をした（甲45ないし47，乙16ないし18）。

ウ ゲンゼは、同社が製造したパニーストッキングの包装に本件使用商標を付して、同商品を販売していた（甲18の1，18の2，43，48，乙14，19）。本件使用商標は、右側上部に、赤い片仮名文字により「ファッション ウォーカー」と小さく表記され、その下段に黒い欧文字により「fashion」と、やや大きく表記され、さらにその下段に、赤い欧文字により「Walker」と、さらに大きく表記され、頭文字「W」は、極めて大きく表記されている。最下部には、「For the stylish woman. Designed to make walking legs look their best.」と併記されている。

なお、被告は、「City Walker / シティ ウォーカー」の文字からなる商標登録第4049524号に係る商標につき、平成7年10月25

日に登録出願し、平成9年8月29日に登録を受けた(甲37,乙13の3)。グンゼは、自己が製造したストッキングの包装に、上段に「CITY」、その下段に「シティウォーカー」、さらにその下段に「Walker」と表記した標章を付して、販売していた(乙20)。

(2) 通常使用権許諾の有無について

上記各事実に照らすならば、被告はグンゼに対し、本件商標について通常使用権を許諾していると認定するのが相当である。

この点、被告は、グンゼとの間で、本件商標に関しては、通常使用権許諾契約書等を作成していない。

しかし、被告とグンゼとの間では、既に、本件外商標(「ウォーカー」の登録商標及び「WALKER」の登録商標)について、契約書を作成した上で通常使用権を許諾する旨の契約をしており、上記商標と極めて類似性の強い本件商標についても、当然に使用許諾をしていると解するのが自然であること、

被告は、グンゼが本件使用商標を使用していることを知っていたと認められるが、グンゼの同使用行為について異議を述べていないこと、本件商標の出願日と同じ日に被告が登録出願した商標「City Walker/シティウォーカー」についても、被告は、グンゼとの間で、通常使用権許諾契約書等を作成していないにもかかわらず、グンゼが、これと社会通念上同一の商標と解される商標を使用しているが、被告は、グンゼの同使用行為について異議を述べていないこと等の事実を総合すれば、グンゼは、本件商標に係る通常使用権者であると解するのが相当である。

この点、原告は、本件商標が登録された平成9年8月29日以降、本件外商標に係る商標使用権許諾契約書を作成する際に、使用許諾の対象商標に本件商標を追加することは可能であったこと、被告が、本件審判の請求の予告登録から9か月経過した平成23年9月20日付けの審判事件答弁書において、グンゼが通常使用権者であるとの主張を始めたことから、被告の主張は不自然、不合理であると主張する。

しかし、前記のとおり、本件商標と本件外商標との類似性及び関連性、グンゼの本件使用商標及びその他の商標の使用態様等とこれらに対する被告の対応等に照らすならば、グンゼが本件商標に係る通常使用権者であると解することが合理的であるといえる。原告の上記主張は、到底採用の限りでない。

(3) 小括

以上によると、グンゼは、通常使用権者として、本件商標と社会通念上同一と認められる本件使用商標を使用していたといえる。

2 本件商標使用の認定の誤り(取消事由2)について

(1) 登録商標の使用の事実について

商標法50条1項には、商標権者、専用使用権者又は通常使用権者(以下「商標権者等」という。)のいずれもが、同項に規定する登録商標の使用をし

ていないときは、取消しの審判により、その商標登録は取り消される旨規定されている。ここで、商標権者等が登録商標の使用をしている場合とは、特段の事情のある場合はさておき、商標権者等が、その製造に係る商品の販売等の行為をするに当たり、登録商標を使用する場合のみを指すのではなく、商標権者等によって市場に置かれた商品が流通する過程において、流通業者等が、商標権者等の製造に係る当該商品を販売等するに当たり、当該登録商標を使用する場合を含むものと解するのが相当である。このように解すべき理由は、今日の商品の流通に関する取引の実情に照らすならば、商品を製造した者が、自ら直接消費者に対して販売する態様が一般的であるとはいえず、むしろ、中間流通業者が介在した上で、消費者に販売することが常態であるといえるところ、このような中間流通業者が、当該商品を流通させる過程で、当該登録商標を使用している場合に、これを商標権者等の使用に該当しないと解して、商標法50条の不使用の対象とすることは、同条の趣旨に反することになるからである。

本件においてこれをみると、アイ・ティ・エム・ユーは、グンゼが製造し、本件商標が付されたパンティストッキングを仕入れ、楽天株式会社の運営に係るウェブサイト（楽天市場、本件サイト）において、上記パンティストッキングを表示して、販売を継続しており、平成21年5月、同年8月、平成22年3月、同年6月、同年7月、同年10月、平成23年9月頃、本件サイトを利用して、一般消費者に上記パンティストッキングを販売していることが確認できること、本件サイトには、本件使用商標の表示されたグンゼの製造に係るパンティストッキングの包装の写真が掲載されており、その掲載態様に照らすならば、本件使用商標は、その商品の出所がグンゼであることを示しているといえること、グンゼの製造に係るパンティストッキングは、流通業者を介して、消費者に販売することを前提として、市場に置かれた商品であることが明確に理解でき、グンゼも、そのことを念頭に置いた上で、パンティストッキングを販売し、アイ・ティ・エム・ユーはこれを仕入れていると解されること等の事実が認められる（甲18の1ないし18の3、乙19）。

以上のとおり、本件商標の通常使用権者であるグンゼは、流通業者を介して、本件審判請求の予告登録前3年以内に、指定商品である「靴下」に該当するパンティストッキングに、本件商標と社会通念上同一の商標を使用していたと認めることができる。

(2) 原告の主張について

この点、原告は、商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が商標を付した商品がいったん流通におかれた場合に、当該権利者の全くあずかり知らない第三者のもとで当該商品が販売されてさえいれば、当該権利者による商標の使用の中止から3年以上経っていたとしても、当該権利者による販売であるとして、不使用による取消しを免れることになるのは、不合理である旨主張する。しかし、全証拠によるも、本件において、原告主張のような特段の事情が存在する

と認めることはできない。

3 本件審判手続の法令違反（取消事由3）

原告は、原告が求めた口頭審理や調査囑託を行わずに審理を終結してなされた審決には、原告の十分な主張・立証の機会を奪い、誤った理解を前提に審理を終結した手続違背があると主張する。

しかし、前記のとおり、本件においては、本件審判の請求の予告登録前3年以内にアイ・ティ・エム・ユーによりパンティストッキングが取引されていた事実が認められ、このことから、通常使用権者であるグンゼが本件使用商標を使用していたと認定できるから、本件審判手続に原告主張のような手続違背はない。

4 結論

以上のとおり、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、審決には、これを取り消すべき違法はない。原告は、その他縷々主張するが、いずれも理由がない。よって、主文のとおり判決する。

【論 説】

1．本件の当業者である原告は、審判請求人ではなく、本件商標登録の取消審判請求事件への参加人である。

また、本件登録商標を使用していた者は商標権者ではなく、通常使用権者（グンゼ）であり、同社との間で被告は平成20年12月2日付、平成21年12月18日付、平成22年12月6日付と、契約期間を1年間とする商標使用権許諾契約書を作成していたが、その後は契約書なしで使用許諾を維持していたと解された。

2．本件商標の使用事実については、パンストのメーカーであるグンゼは、これを使用して流通業者（アイ・ティ・エム・ユー）を介して販売していたこと、本件商標と社会通念上同一の商標を使用していたと認められる、と裁判所は認定したのである。

3．このように所定期間内における登録商標の使用事実が認められる場合は、不使用取消しの対象とはならないことは理解できる。

しかしながら、一般論で言えば、提出される使用証拠としては、種々の書面がある中で、たとえ原本と称するものであっても、取引先と相通じて日付や取引内容などを偽造することは、被告にその意思があれば、今日では比較的容易にできる技術が普及しているから、裁判所は事実認定のためには十分な注意を払うべきであるし、証人尋問をする必要がある場合もあるだろう。

〔牛木 理一〕

別紙

商標目録 1

Fashion Walker
ファッション ウォーカー

商標目録 2

